

公益財団法人高知市文化振興事業団

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知市文化振興事業団（以下「事業団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費、その他の経費及び常勤役員の通勤手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤役員には、年間報酬額を超えない範囲で賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等は、別表に定める限度額の範囲内とする。

- 2 前項に定める報酬等の額は、その職務、資格等を勘案して、理事会が前項の規定の範囲内で当該役員ごとに定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、高知市職員の身分を有する常勤役員の報酬等は、給与に関する高知市の条例、規則その他の規定の例による。
- 4 非常勤役員等が職務により理事会又は評議員会及びその他の会議に出席したとき及び監事が職務を執行したときは、その報酬等を支給する。
- 5 前項の報酬等の額は、報酬等に関する高知市の条例、規則その他の規定の例による。

6 前2項にかかわらず、非常勤役員等が地方公共団体の職員(議員を除く)の身分を有する場合は、報酬等を支給しない。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、支給に関する詳細は職員給与規程に準ずる。

3 役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(公表)

第6条 事業団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人高知市文化振興事業団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

常勤役員の報酬等の限度額	1人あたり年間5,000,000円までの範囲
非常勤役員等の報酬等の額	事業執行に必要な会議への出席又は事務に従事した場合、1回あたり1人10,000円以内の額